

第5回協議会資料

1. 第4回協議会の結果	1
2. 自然再生全体構想（素案）について	2
(1) 自然再生全体構想の構成について	2
(2) 自然再生目標（修正案）	3
(3) 事業内容（委員のアイデア）	4
(4) 役割分担（素案）	5
3. 今後の進め方	6
(1) 自然再生協議会全体スケジュール	6
(2) 第6回協議会の進め方（案）	6
4. 参考資料	7
(1) 事業内容に関するアンケート結果（意見要旨）	7
(2) 役割分担に関するアンケート結果（意見要旨）	7
(3) 事業内容、役割分担に関するアンケート回答原文	8
(4) 自然再生協議会に参加する者の役割分担（案）について	11

平成17年5月21日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

1. 第4回協議会の結果

(1) 日時

平成17年3月21日（祝）13:00～16:00

(2) 会場

国民宿舎水郷

(3) 議事

- (1) 開会
- (2) 第3回協議会の結果
- (3) 自然再生目標（修正案）について
- (4) 事業内容（素案）について
- (5) 役割分担（素案）について
- (6) 今後の進め方
 - ・ 自然再生協議会全体スケジュール
 - ・ 第5回協議会の進め方（案）

(4) 議事要旨

1. 自然再生目標（修正案）について
 - ① 水質に関しては、霞ヶ浦全体で取り組む問題である。このことから、霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会としては、直接の目標とするのではなく、常にこの問題に配慮するという気持ちで取り組む。
 - ② 個別目標の一つ「環境学習等の場」を、地域・人とのつながりを念頭に置いた言葉を入れ修正。
2. 事業内容（素案）について
 - ① 「外来種の処理」を「外来種への対応」に修正する。
 - ② 次回第5回協議会は、出された意見を基に「事業内容」及び「役割分担」について整理し、自然再生全体構想素案を提示、これをたたき台として意見交換を行う。
3. 今後の進め方
 - ① 事業内容及び役割分担に関して、意見等がある方は4月中に事務局まで提出していただく。
 - ② この地域をより理解した上で協議会での議論を進めるため、事業対象地域の自然と生活の変遷等に関する勉強会を企画する。

(5) 参加者

◆協議会委員

所属等		参加人数	
専門家		4名	
公募委員	団体	6名	26名
	個人	20名	
地方公共団体	茨城県	8名	9名
	土浦市	1名	
関係行政機関	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	1名	2名
	独立行政法人 水資源機構	1名	
	霞ヶ浦開発総合管理所		
合計		41名	

◆その他

所属等		参加人数
オブザーバー	環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所	1名
傍聴者	一般、マスコミ	5名
行政機関等	国土交通省3名、茨城県3名、水資源機構1名	7名



第4回自然再生協議会の様子

2. 自然再生全体構想（素案）について

(1) 自然再生全体構想の構成について

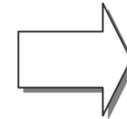
自然再生推進法第八条 3 項において、自然再生全体構想は以下の事項を定めるものとされている。

これに応じた、自然再生全体構想の目次（案）を作成した。

■自然再生全体構想の内容（自然再生推進法第八条 3 項）

自然再生構想は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定める。

- 一、自然再生の対象となる区域
- 二、自然再生の目標
- 三、協議会に参加する者の名称または氏名及びその役割分担
- 四、その他自然再生の推進に必要な事項



■霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想・目次（案）

第1章 自然再生の対象となる区域

第2章 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要

第3章 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担

第4章 その他自然再生の推進に必要な事項

※赤字は、今回協議を行う内容。

■全体構想策定から自然再生事業実施計画の作成・協議への流れ （自然再生推進法第九条）

今後、協議会での「自然再生全体構想」の策定を経て、それと整合の取れた「自然再生事業実施計画（案）」を実施者が作成します。

同案について協議会において十分な協議を行い、その結果を踏まえ、実施者が「自然再生事業実施計画」を作成します。

（自然再生推進法第九条第1項）

実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業実施計画を作成しなければならない。

（同第3項）

実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない

（同第4項）

自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。

(2) 自然再生目標（修正案）

- ・第4回協議会での意見を基に、自然再生目標案を再整理した。
- ・個別目標の一つ「環境学習等の場」を、地域・人とのつながりを念頭に置いた言葉を入れ修正した。

自然再生推進法 第八条 3項

自然再生構想は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

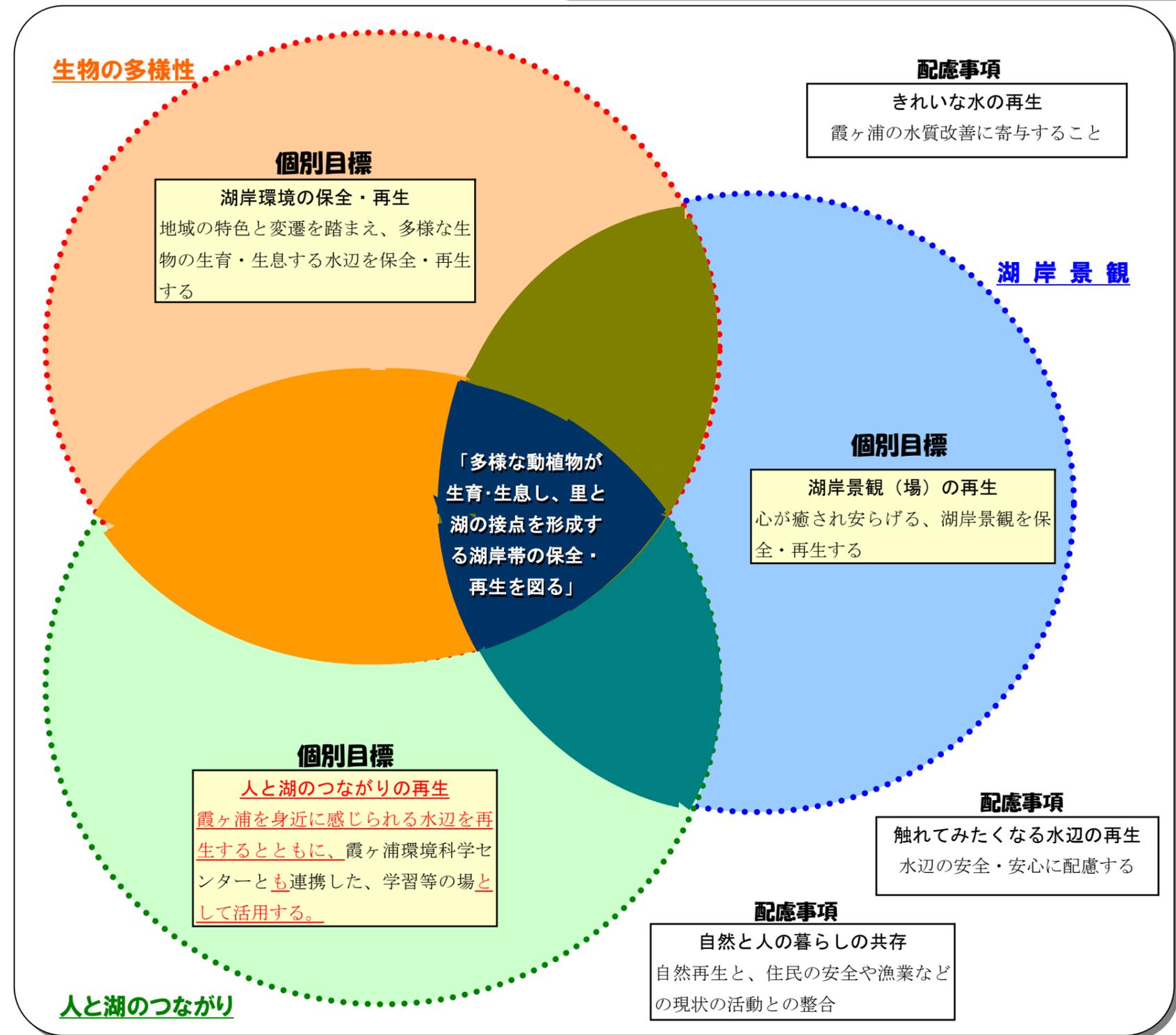
- 一、自然再生の対象となる区域
- 二、自然再生の目標
- 三、協議会に参加する者の名称または氏名及びその役割分担
- 四、その他自然再生の推進に必要な事項

全体目標(案)

この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物を呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って

「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る」

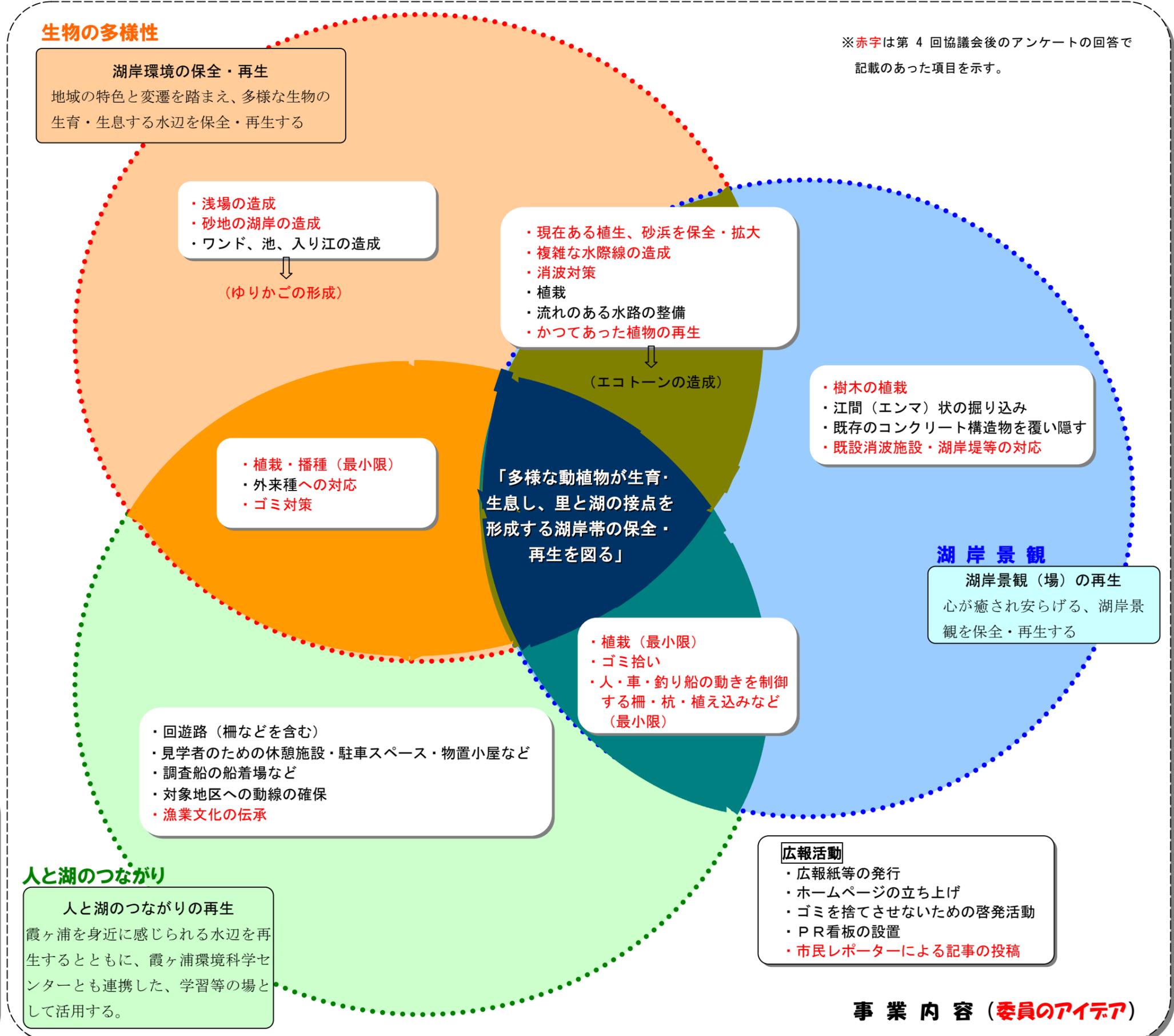
※赤字は第4回協議会時の自然再生目標（修正案）からの変更箇所を示す



(3) 事業内容 (委員のアイデア)

・個別目標をより具体化するため、これまでの協議会、アンケート調査(参考資料を参照)で出された意見について、自然再生目標の内容に関連した「事業内容」をリストアップした。

※赤字は第4回協議会後のアンケートの回答で記載のあった項目を示す。



自然再生推進法 第八条3項
自然再生構想は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

- 一、自然再生の対象となる区域
- 二、自然再生の目標
(自然再生目標を達成するための事業内容)
- 三、協議会に参加する者の名称または氏名及びその役割分担
- 四、その他自然再生の推進に必要な事項

事業内容 (委員のアイデア)

(4) 役割分担 (素案)

自然再生推進法では、関係者の連携及び自主的かつ積極的な取り組みを求めており、各委員の役割分担については、自然再生全体構想に明示することとしている。(自然再生推進法第八条3項)

以下に自然再生協議会に参加する者の役割分担(案)について、専門家、公募委員、行政の基本的な役割分担の考え方を以下に示した。

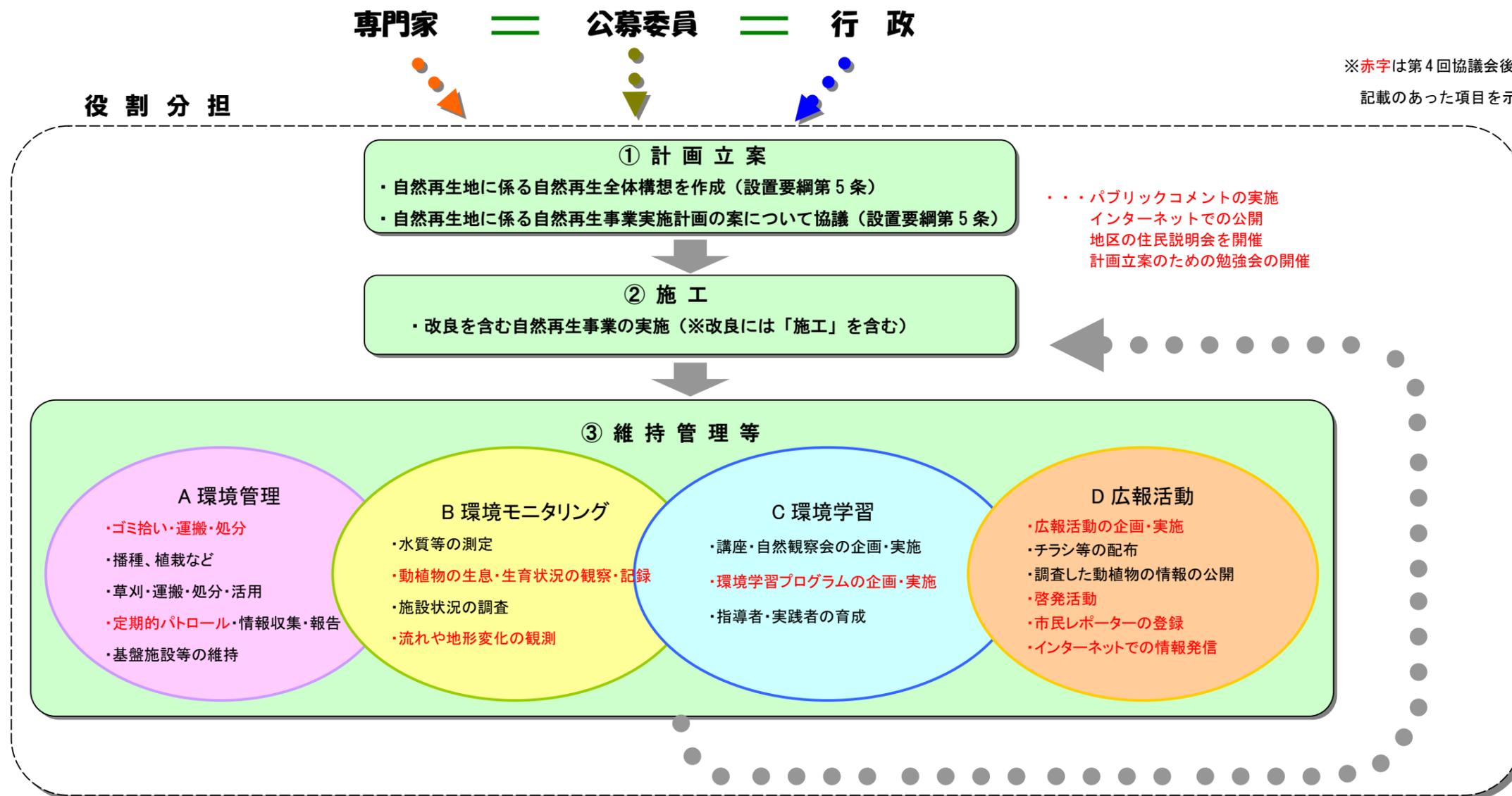
○専門家 : 事業区域に関する科学的知見に明るい専門家の立場から、事業の立案・実施と事業区域の維持管理に参画し助言を行う。

○公募委員 : 団体と個人の立場から、事業の立案・協議に参画し、清掃、環境学習、広報活動その他、事業区域の適正な保全・利用に必要な作業を分担し、国土交通省・県・市との密接な連携を図る。

○行政 :

- ・国土交通省 : 河川管理者の立場から、事業地区の基盤整備を分担し、事業区域の維持管理等に協力する。
- ・水資源機構 : 国土交通省と共に基盤整備その他を分担する。
- ・茨城県 : 茨城県の広域行政を行っている立場から、特に環境教育の場として事業区域を利用すること、および他の地元の諸計画との調整等について分担する。
- ・土浦市・かすみがうら市 : 事業地域を含む地方公共団体の立場から、事業地区の維持管理・利用についての課題に対して必要な協力を行う。

○「協議会に参加する者の名称又は氏名とその役割分担」の基本的な考え方



自然再生推進法 第八条3項

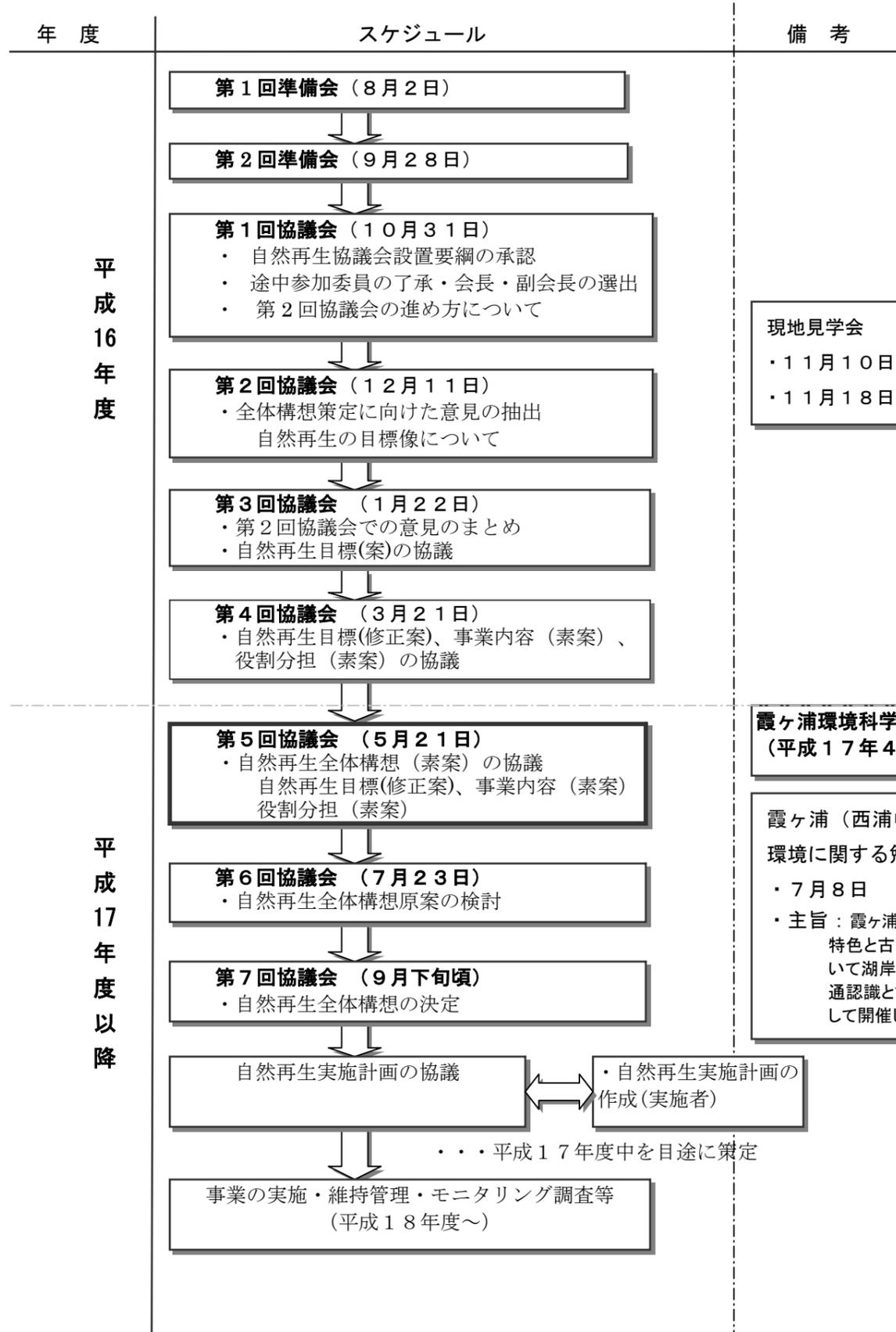
自然再生構想は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

- 一、自然再生の対象となる区域
- 二、自然再生の目標
- 三、協議会に参加する者の名称または氏名及びその役割分担
- 四、その他自然再生の推進に必要な事項

※赤字は第4回協議会後のアンケートの回答で記載のあった項目を示す。

3. 今後の進め方

(1) 自然再生協議会全体スケジュール



(2) 第6回協議会の進め方(案)

- ① 今回の協議会での意見を基に「事業内容」及び「役割分担」について整理し、「自然再生全体構想」の原案を提示する。
- ② 提示した原案について、事業内容、役割分担を中心に意見交換を行う。

4. 参考資料

(1) 事業内容に関するアンケート結果（意見要旨）

※いただいたアンケートから当該地区で具体的に実施する事業内容を赤字で示した（事務局案）

○生物の多様性

- ・ 現在ある植生の保全・拡大
- ・ 長大、遠浅な砂地の養浜
- ・ 複雑な水際線の形成
- ・ 消波対策以外は何も行わない
- ・ 植栽・播種は原則やるべきではない
- ・ 魚類の産卵場、ゆりかごの形成
- ・ 湖水浴場の造成
- ・ 沿岸流・離岸流・砕波帯の再生と回復
- ・ 生態的バランス域の再現
- ・ 湖岸環境の保全・再生の欄の「地域の特色と変遷を踏まえ」を「流入水条件の枠外にて」とする。
- ・ 常陸川水門完成後の生物調査結果を基に自然再生すべき
- ・ アシ原（例：浮島妙岐の鼻、田村川河口）復元と砂州造成
- ・ 植栽は最小限とし、遷移をモニタリングすべき
- ・ 湿地の植物の再生の欄に「かつてあった植物の再生」を追加

○湖岸景観

- ・ 消波施設の撤去
- ・ 護岸堤の一部撤去
- ・ 人間の水上での営み(船)も景観と見る。帆掛け舟(漁業)、遊覧船(観光)、砂利採取船(産業)。
- ・ 樹木の植栽

○人と湖のつながり

- ・ 水上バスの運行
- ・ 漁業文化の伝承
- ・ 人と湖のつながりの内容は環境学習の場だけではない
- ・ 櫓、杭、植込みなどは、最小限に留める
- ・ ゴミ拾いは、プラスチック、ビン、缶、ビニールなどは回収、有機ゴミは肥料化もしくは水質改善を考慮し回収

○広報活動

- ・ 市民レポーターによるデジカメ、ビデオ記事の投稿

○その他

- ・ (自然再生目標の) 配慮事項「自然と人の暮らしの共存」の中に農業を入れる。
- ・ 事前研究として近傍の根田地区の客観的評価
- ・ 護岸堤がない自然の沿岸帯を有する湖（例：サロマ湖、能取湖）を研究
- ・ EM菌による湖水浄化
- ・ 「素案」を「会員のアイデア」と書き替える。
- ・ 流入水の浄化

(2) 役割分担に関するアンケート結果（意見要旨）

※P6 役割分担（素案）で取り上げた回答を赤字で示した。（事務局案）

①計画立案

- ・ どのような自然再生を行うのか青写真を作る必要があり、そのための勉強会が必要
- ・ パブリックコメントの実施及びインターネットでの公開
- ・ 地区の住民説明会を実施

③維持管理等

A. 環境管理

- ・ ゴミ拾い
- ・ 日常的パトロール

B. 環境モニタリング

- ・ 生き物の観察調査
- ・ 沿岸流、離岸流及び河床変形等の実態調査

C. 環境学習

- ・ 教育・学習（霞ヶ浦探検隊）

D. 広報活動

- ・ 啓発活動
- ・ 広報活動
- ・ 市民レポーターの登録
- ・ 自由に情報発信できるソフトの活用

○その他

- ・ 河川事務所との協力
- ・ これまで霞ヶ浦で行われた学習活動、(施設) 施工の反省点や活動の記録等の情報提供
- ・ 協議会を運営するためには、人・物・お金であるが金銭の問題が出てきても良いのでは？

(3)事業内容、役割分担に関するアンケート回答原文(13名)

No.	①事業内容	②役割分担	③その他、協議会についてご意見等
1	<p>今迄、本エリアの保全・活用に関わり合ってきた住民団体として意見を申し上げる。本エリアは3.5kmと延長あり、かつ地形・波浪・水深・集落および農地近い等々厳しい状況下であり、事業化には相当な困難が予想される。実施に当たっての基本姿勢として、長期的な維持管理を視野に入れつつ以下の3区間にゾーニングすることが望ましい。</p> <p>(A) 沖宿5号樋門—戸崎1号樋門 (B) 沖宿5号樋門—沖宿1号樋門 (C) 田村地区</p> <p>(A):環境科学センター直前であり、かつ同センター野外フィールド建設が廃止となるなら、特に「教育・学習面を重視」した内容とすべきである。現在有る植生の保全・拡大と長大な砂地の養浜が必要、ただし波浪激しく地形上も事業化は最も困難なゾーンと云える。</p> <p>(B):集落・農地近くであり元来植生は細々とあるに過ぎないが波浪対策上きわめて有用であり、人の出入りも多い、「生活者重視」の視点からの取り組みが重要。現在残っている植生の保全・拡大と可能な限りの砂浜の創出が必要。ただし、干拓地地先は手を加える事極めて困難と思われる。「消波対策以外は何もやらない」も選択肢の一つと云える。開放的眺望を損なうことは景観上も望ましくない。</p> <p>(C):田村池跡および処理ヤード跡の改変により、手野・田村の広大なヨシ原と連続するワンドの造成を含めての複雑な水際線を形成すること可能で、最も自然再生にふさわしい「昔に近い湖岸を創造」すべき。ただし営農者の理解は不可欠と云える。</p> <p>・本事業の本質は可能な限り遠浅な砂地の造成と、現在残された植生・砂浜の保全拡大であり、これは図中全てに関係することである。</p> <p>・自然の力を借りて再生する目標(案)上、植栽・播種は原則やるべきではない。</p> <p>・環境科学センターとの関わりは限定されるべきで、過大な位置づけをすべきでない。住民として損なわれた自然を再生したいという素朴な望みでしかない。</p> <p>以上、立法の精神を多少逸脱する面有るも、地域づくりの観点も加え、現実的な事業が進展する事を願って申し上げます。</p>	<p>団体として、又地区住民として従来より行っている、ゴミ拾い、日常的パトロール、生き物の観察調査、教育・学習(霞ヶ浦探検隊)、啓発、広報、河川事務所との協力等々。</p> <p>今後もその延長として取り組むつもりである。</p>	<p>運営上、フリーターキング式に出来ないだろうか、各委員の自由かつ本音の発言が聞きたい。気軽に発言したい人も多いことだし、何らかの方策を考えて頂けたらと思います。</p>
2	<p>1 個別目標、事業内容に 農業・農家への配慮(視点)見られない。(欠けている) ※里—「台地を含めた背後地の耕地・山林や集落など、地域の生活と一体となるもの」(座長の説明)の概念から、地域最大の生産活動である農業と農家への視点は不可欠と思われる。</p> <p>2 このことから、配慮事項 自然と人の暮らしの共存 の中に農業を入れる。 —自然再生と、住民の安全や農業・漁業などの現状の活動との整合—</p>		
3	<p>自然再生協議会の名の下に協議結果の報告書としては立派です。しかし、絵に描いた餅になっては時間をかけて協議した意味がありません。時間が経つと関係者の人事異動等もあり、資料室に送られてしまい、ただの「事業内容の案」に終わってしまうことの無いようにお願いします。</p> <p>これからもさらに時間をかけてより良いものになってゆくと思いますが、実現可能と信じているからこそ意見に熱が入ります。</p> <p>私は、タナゴ→二枚貝→ハゼ→砂場→ワカサギとシラウオの産卵場を唱え、大勢のタナゴ釣りの人が霞ヶ浦周辺で釣りを楽しみ、ハゼとワカサギ・シラウオの豊漁で喜ぶ漁師の顔を夢見ておりましたが、「魚類の産卵場、ゆりかごの形成」を入れていただき感謝しております。</p> <p>さらに気になっておりますのが「湖水浴場の造成」です。ほぼ形が整った段階でこんなことを書くのはどうかと思いますが、従来の検討結果の報告では、湖水浴はこれらの「計画が実施されれば自然と可能になる」と方向を付けられていますが、私はその反対とします。「湖水浴場を造成する」ためには、何が必要かと検討されれば、今ここに出された事業内容の殆どを計画しなければならぬと考えます。</p> <p>「泳げる霞ヶ浦をめざして」を目標に掲げて活動している団体があります。また毎年7月には近い将来を夢見て稲敷市和田岬から麻生町天王崎までの2.5kmの遠泳大会があり150人の方が参加しています。さらに近年では霞ヶ浦には「きれいさは、ともかく衛生的」には湖水浴場可能と指定されている昔の湖水浴場が数箇所あります。さらに県では毎年霞ヶ浦を題材にした標語を募集していますが、必ずあるのは「泳いでみたい、父が泳いだ、霞ヶ浦」「考えよう、水が行く先、戻る場所」です。</p> <p>大勢の県民が10数年前から望んでいて、かつ実現可能なものを一つでよいから強調したほうが良いと考えます。事務局の方のまとめ方の上手さと、なかなか時間をかけた意見を言えるチャンスを失いここに遅ればせながら勝手な意見を記入しました。願わくば事業を実施した結果この田村・沖宿・戸崎地区に泳げる霞ヶ浦が出来たと言う事を望みます。</p>	<p>この分担表は、事業内容のメニューから共通点を拾い、③をA、B、C、Dのグループに再構築したと思いますが、①は現在進行形、②は公共団体と解釈すると施工後の維持管理まで協議することは大変頼もしい限りです。しかし①、②が変化した場合当然③も変化すると思います。</p> <p>そこで、お願いですが、今まで公共団体や民間団体で霞ヶ浦のために施工したり、学習活動をした団体の活動記録やその反省点等の情報を収集し、ダイジェストして資料として提供して頂くことを望みます。</p>	
4	<p><図中の記入内容> 「生物の多様性」 ・護岸堤線(防)築造により消失した沿岸流・離岸流・砕波帯の再生と回復 ・自然浜が有していた前浜流れの発生機構の再生 ・施設のバランス(点、線、面)の再構築 ・生態的バランス域の再現</p>	<p><図中の記入内容> ③維持管理等 B環境モニタリング ・湖岸堤近くにおける砕波変形と沿岸流・離岸流及び河床変形等の実態調査</p>	

(3)事業内容、役割分担に関するアンケート回答原文(13名)

No.	①事業内容	②役割分担	③その他、協議会についてご意見等
5	<p>先日、霞ヶ浦市民協会主催のフナの「のっこみ観察会」に参加しました。(土浦市手野) 昨年、網を入れた水路は、土地改良事業でコンクリートで仕切られフナは捕れませんでした。来年は、全区域で改良事業が進められるそうです。(ハス田の後継者は少なくなっているにもかかわらず) 地域住民の意見は、車が通れて農作業が楽になる改良事業に傾きがちです。人と湖のつながり、いまさら船で行く生活や湖の糧で暮らす生活に戻るか？難しい課題を背負うことになると思います。</p> <p><図中の記入内容> 「湖岸景観」 ・消波施設の撤去 ・護岸堤の一部撤去 「人と湖のつながり」 ・水上バスの運航 「広報活動」 ・市民レポーターによるデジカメ、ビデオ記事の投稿</p>	<p>以前、横浜に住んでいた頃、八景島の脇の人工砂浜(海の公園)に、よく潮干狩りに行きました。最初は、市がアサリの稚貝をまいたそうですが、その後自然繁殖したそうです。今では、多くの家族連れが訪れ、貝をお土産に帰り、水質の浄化に貢献しているそうです。霞ヶ浦でも、淡水シジミやタニシ(ジャンボタニシ以外)を増やし、市民が気軽に楽しめるスポットにならないかと、ふと思いました。</p> <p><図中の記入内容> ③維持管理等 D.広報活動 ・市民レポーターの登録 ・自由に情報発信できるソフトの活用</p>	
6	<p>3/21 の自然再生協議会に参加して後、アンケートは早速に郵送しました。そこに、Yahoo Blogs を利用して情報交流すると良いと書いたのですが、実は環境庁や産業省の領域からBlogsの「環境問題」へ盛んに出ています。私も数回のコメントを送りましたし、私自身のBlogsも在ります。 その中の「環境ニュース」の「湖沼水質保全特別処置法の一部を改正する法律案」として、該当の説明が簡潔に在ります。その(1)項として「流入する濁負荷の一層の削減」が他の3項に優先して在り、私が申したように重要性を示しています。ご存じかと思いますが、本協議会の位置付けを明確化してください。</p>		
7	<p>前コメント後にE-mail(4/1)で送った如く、国土交通省は「湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案」で流入水の清浄化を第1課題で示した。まさにその通りなのに、当協議会の能力外と会長は答えた。それは理解するとして、河川事務所は当協議会の枠を超えてもどうするのか、明らかにしてください。なお会長の答えの如く、前提条件の訂正を下記の如くお願いします。→「図に記入」</p> <p><図中の記入内容> 湖岸環境の保全・再生 「地域の特色と変遷を踏まえ」→「流入水条件の枠外にて」</p>	<p>私は公募委員ですが、あと数日で79才に成るので、細部協力は可能な限りお許し下さい。また、(1/2)で述べたように、湖沼への流入水を清浄化するのが最大課題の筈だから、該当する下図③項を出来る限り改正するべきだと思います。</p> <p><図中の記入内容> ③維持管理等 B環境モニタリング 「施設状況の調査」の施設状況とは、当該地区内の施設か流入水に関する施設かを明確にしてください。</p>	<p>自然再生への通俗的報道へ答える協議会かと、感じます。それも必要として(1/2)項で述べた如く、必要充分な役割を失わぬよう願います。</p>
8	<p>「生物の多様性」 常陸川水門が完成し、塩分が入らなくなっているの、常陸川水門完成後の生物調査を元に自然再生をすべきである。 「湖岸景観」 人間の水上での営み(船)も景観と見て欲しい。 帆掛け舟(漁業) 遊覧船(観光) 砂利採取船(産業)</p>	<p>・協議会を運営するためには、人・物・お金であるが金銭の問題が出てきても良いのでは？ 人(協議会委員)物(自然再生地)金() ・私は今年度、千葉県主催の環境学習講座「平成16年度エコマインド養成講座県民コース」を受講しており、そこで学んだことを活かせることができるので「C環境学習」に携わりたい。</p>	
9	<p>人と湖のつながりには、水運や漁業もあります。 特に昔から流域においては漁業を仕事としていた人々がいた。 その漁業文化をこの自然再生の中で表現していくことも重要ではないかと考えたため。</p> <p><図中の記入内容> 「人と湖のつながり」 漁業文化の伝承 昔の漁法施設の設置</p>		
10	<p>①中央、エコトーン造成のところで「流のある水路の整備」とは、どのようなものかわからない。 ②「江間状ノ掘り込み」もよくわからない。 ③人と湖のつながりの内容は何も環境学習の場だけではないという前回の協議会の意見があったと思います。私もそのように考えます。 ④対象地区への動線の確保の対象地区とはどこを意味しているのでしょうか。動線の確保の中身は何？</p>	<p>①計画立案について:どのような再生を行うかの青写真を作ることが第一であると思います。そのための勉強会などもしていただく必要があります。 ③の維持管理の役割分担を今の段階で決める必要はあるのですか？</p>	<p>工事事務所の方で、事業他のスケジュールが決まっているのでしたら協議会に出していただかないといけないと思いますが… なぜ①と②のアンケートをとるのか、その主旨説明がほしいです。</p>

(3)事業内容、役割分担に関するアンケート回答原文(13名)

No.	①事業内容	②役割分担	③その他、協議会についてご意見等
11	<p>1.この協議会で、近傍の根田地区における自然再生(?)生活事業の客観的評価を行ってはどうか。事前研究として。私は、庭園まがいのピオトープ様の形態は、霞ヶ浦の自然再生とは言えないと考えている。</p> <p>2.護岸堤がない自然の沿岸帯を有する湖(例:サロマ湖、能取湖など)を研究すべきである。私は3年前視察し、写真を撮っているので、話題提供可能。</p> <p>3.霞ヶ浦沿岸帯の自然再生は、アシ原(例:浮島妙岐の鼻、田村川河口)復元と砂州造成が基本と考える。</p> <p>4.材質が何であれ、消波施設は不要、消波の機能を考えるべし。</p> <p>5.当該地区湖岸は、「自然再生」には条件的に困難な面が多い点を銘記して拙速を排し、慎重に進めること。</p> <p><図中の記入内容> 「植栽」 ・最小限とし、遷移をモニタリングすればよい。 「ポプラ」 ・ポプラは堤外に、エノキ、ハンノキを堤内に植栽するのがよい。 「ゴミ対策」「ゴミ拾い」 ・プラスチック、ビン、缶、ビニールなどを回収し、有機ゴミは肥料として使うか、水質改善のためには、やはり回収する。 「橋・杭・植え込みなど」 ・景観を害することがないように最小限にする。</p>	<p>・計画立案から施工までの期間を少なくとも1年以上設定し、水質、風向、波浪、湖流、気象、生態系(プランクトン、底生生物、魚類、鳥類、植物など)を事前モニタリングする。単に一季節のみでなく、四季を通じた変化(特に魚類の生活史など)を把握することが重要。この事前モニタリングを軽視しては、自然再生の意味がない。</p> <p><図中の記入内容> ①計画立案 ・パブリックコメントの実施及びインターネットでの公開 ・地域社会の一般住民へフィードバック、土浦市、かすみがうら市の広報利用して意見をまとめてもらう。又、田村・沖宿、戸崎の各地区住民説明会を行う。</p> <p>①計画立案と②施工の間に、事前モニタリングを実施(1年間以上)</p>	<p>雄弁な人、声が大きい人のみでなく、多くの委員に発言してもらうことが大事。どの委員でも発言しやすい雰囲気を作ること。</p>
12	<p>霞ヶ浦浄化について、宮本暢夫はお世話になりましたが？</p> <p>事務局・地方学者方々はイーエムをご理解出来ないようですからご辞退いたします。追伸すれば事務局よりお預かりした、茨城県霞ヶ浦問題協議会四ページ・五ページ参照・イーエムのメカニズム参照・これが自然界の掟つまり、汚染により肉眼で見ることの難しさ善玉微生物群を意図的に増やす事により、人間に都合のよい歯車が・これが自然界のサイクル。イーエムは環境汚染により自然界の不足している善玉群を補足する事により自然界のサイクルの後押しに過ぎません。イーエムは湖水の環境浄化は出来ないが、湖水浄化の後押しは出来ます。例 三月頃鳥インフルエンザ発生の時町内の養鶏場に百倍活性液散布・従来の餌にイーエムボカシを添加「約三パーセント」約三ヶ月で問題解決オマケニ、養鶏場内の糞の臭いが消えてボカシを添加することにより蘇生型の卵になったので卵の人気は出る、鶏は元気に、糞はボカシに有機堆肥、生産者も活性液を浴びるので元気、卵の消費者も元気、全て蘇生型にこれがイーエムの神髄です。</p>		
13	<p>「素案」を「会員のアイデア」と書き替える。 「かつてあった植物の再生」を湿地の植物の再生に追加する。</p>		
14	<p>今回の事業内容はすばらしい事業ばかりです。しかし業類、植物があるから湖に水が入ってきたのではなく、湖水があって魚類、植物が生え、生息しているので、湖水が先なのであり、基本的に湖水の浄化を考えなくてはなりません。湖水が浄化されることにより、健康な生き物が生息でき増加するものです。この湖の浄化をしても流域からの流入水があきれる程汚れております。湖水の浄化は後で、第一には湖の流入域の水質を浄化することが第一であると考えを変えました。</p>	<p>今回の自然再生の中でのウェットランドの地域が気になります。それは、川尻川から“ウェットランド”に流入するその川尻川の水質が汚れており、既設の浄化システムでは、その川尻川の水を浄化することは不可能でしょう。(水質浄化としての設備が役に立っていない) その川尻川とハス田からの汚濁水が合流してウェットランドエリアに流入してしまい、これらの水を浄化しない限り湖水は綺麗にならないでしょう。</p>	<p>湖に流入する河川、特に今回のエリアは、ハス田の中心にあり、ハス田より樋門を経由して湖に入ってくる水質は非常に汚れており、それらから流入する水の浄化を考えない限り、この湖の浄化は期待できないと解りました。</p>

